

国立大学法人大分大学人事会議規程

平成28年12月1日制定

平成28年規程第63号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学教員組織規程（平成28年規程第61号。以下「規程」という。）第6条第2項の規定により、規程第2条各号に規定する部門（以下「各部門」という。）の教員の人事等を審議するために設置する国立大学法人大分大学人事会議（以下「人事会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 人事会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 各部門における教員の教育研究業績の審査及び選考その他教員の身分に関する事項
- (2) 当該部門に所属する教員の教育研究組織における配置に関する事項
- (3) その他議長が必要と認める事項

(構成)

第3条 人事会議は各部門に設置し、その名称及び構成員は、別表のとおりとする。

(会議)

第4条 人事会議にそれぞれ議長を置き、別表の議長の欄に規定する者をもって充てる。

- 2 議長は、必要に応じ、人事会議を招集するものとする。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名した構成員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 人事会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより人事会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した構成員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について構成員が出席して開催される次の人事会議において報告しなければならない。

(事務)

第7条 人事会議の事務は、人事会議ごとに、別表の事務担当の欄に規定する事務部及び課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、人事会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第79号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第30号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第34号）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第11号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第40号）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和５年規程第５３号）

この規程は、令和５年９月２６日から施行する。

附 則（令和７年規程第４号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年規程第３５号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第3条，第4条，第7条関係）

部門	人事会議	議長	構成員	事務担当
教育学部門	教育学部門人事会議	教育学部門長	教育学部教授会の構成員 教育学研究科委員会の構成員	教育学部事務部
経済学部門	経済学部門人事会議	経済学部門長	経済学部教授会の構成員 経済学研究科委員会の構成員	経済学部事務部
医学部門	医学部門人事会議	医学部門長	医学部教授会の構成員 医学系研究科委員会の構成員	(医) 総務課
理工学部門	理工学部門人事会議	理工学部門長	理工学部教授会の構成員 理工学研究科委員会の構成員	理工学部事務部
福祉健康科学部門	福祉健康科学部門人事会議	福祉健康科学部門長	福祉健康科学部教授会の構成員	福祉健康科学部事務部
グローバル感染症研究部門	グローバル感染症研究部門人事会議	グローバル感染症研究部門長	グローバル感染症研究センター運営委員会の構成員	研究推進課
教育マネジメント部門	教育マネジメント部門人事会議	教育マネジメント部門長	教育マネジメント機構運営会議の構成員	教育支援課
研究マネジメント部門	研究マネジメント部門人事会議	研究マネジメント部門長	研究マネジメント機構運営会議の構成員	研究推進課
地域経済社会教育開発部門	地域経済社会教育開発部門人事会議	地域経済社会教育開発部門長	地域経済社会教育開発センター運営委員会の構成員	経済学部事務部
学術情報部門	学術情報部門人事会議	学術情報部門長	学術情報拠点運営会議の構成員	学術情報課
地域連携プラットフォーム推進部門	地域連携プラットフォーム推進部門人事会議	地域連携プラットフォーム推進部門長	地域連携プラットフォーム推進機構運営会議の構成員	教育支援課
減災・復興デザイン教育研究部門	減災・復興デザイン教育研究部門人事会議	減災・復興デザイン教育研究部門長	減災・復興デザイン教育研究センター運営委員会の構成員	産学連携課
保健管理部門	保健管理部門人事会議	保健管理部門長	保健管理センター運営委員会の構成員	学生・留学生支援課
I R 部門	I R 部門人事会議	I R 部門長	I R センター運営委員会の構成員	企画課
国際教育研	国際教育研究	国際教育研究	国際連携委員会の構成員	学生・留学生

究推進部門	推進部門人事 会議	推進部門長		支援課
-------	--------------	-------	--	-----